



10月は 3R月間です

★環境推進課 ☎25- 1 1 7 2 ・ ID20665

本庄市のごみの排出量が県内でも多いことは知っていますか。令和5年度に市から排出された1人1日当たりのごみの量は1,012 g。国平均 851 g を大幅に超えています。

少しでもごみを減らせるよう、3Rを実践してみませんか？

■3Rとは ～ごみを減らす3つのR～

①Reduce（リデュース）＝ごみを出さないこと

例）食べ残しをしない、買い物では不要な包装を断る、生ごみの水切りをする

②Reuse（リユース）＝繰り返し使うこと

例）壊れたものは修理して使う、不要となったものは必要としている人に譲る

③Recycle（リサイクル）＝ごみを資源として再利用すること

例）ごみを正しく分別する、リサイクル製品を選ぶ

■パネルで学ぶ3R ～3R推進月間パネル展を開催～

緑のカーテン写真展と同時開催で3R推進月間パネル展を開催します。

<第1回>

日時 10月17日(金)～23日(木) 午前8時30分～午後5時15分

※23日(木)は午後3時まで。

場所 市民ホール（市役所1階）

<第2回>

日時 10月27日(月)～31日(金) 午前9時～午後5時

※31日(金)は午後3時まで。

場所 セルディ1階ロビー

例えばこんな減量があります

■食品ロス削減で減量

▶**買い過ぎない** 必要な食品だけを買います。食べきれずに捨てるとごみが増えてしまいます。すぐに食べる場合、消費期限が近いものを選ぶことも、食品ロスの削減につながります。

▶**作り過ぎない** おいしく食べきれるように作ります。残った料理もリメイクするなど、食べきるようにしましょう。

▶**使いきる** 正しく保存して、おいしく食べきります。食べきれない食品は、小分けにして乾燥・冷凍保存すると長持ちします。



■生ごみ処理容器等で減量

生ごみ処理容器や電動式生ごみ処理機を使って、生ごみを減量！処理後の生ごみは堆肥にもなります。

市では、生ごみ処理容器等の購入費用を補助しています。詳しくは市HP（ID 4540）へ。



生ごみ処理機

集団資源回収予定表 <回収品目は古紙類・缶類です>

回収場所	日程	時間	問合せ先
本庄南公民館 ※布類回収も実施。	10月11日(土)	午前9時～11時	佐久間さんち ☎22-9300
就労継続支援B型事業所 「佐久間さんち」(本庄高校北側)	随時受付		ポノポノ ☎23-2195
市役所及びアスパアこだまで行っていた、集団資源回収は終了しました。今後は拠点回収をご利用ください。 ●紙類の拠点回収 ID 16530 ●資源ごみの拠点回収 ID 4533			

■令和7年7月分のごみの量
(可燃・不燃・有害・粗大)
家庭系ごみ排出量 1,590.17t
1人1日当たり排出量約 672g
前年同月比 -29g (-4.2%)
事業系ごみ排出量 584.31t
1人1日当たり排出量約 247g
前年同月比 -11g (-4.3%)

相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

市役所受付時間：午前8時30分～午後5時15分

相談名	相談日時など	会場	問い合わせ
行政	10月16日(休) 午前10時～正午、午後1時～3時 11月20日(休) 午後1時～4時 ※10月16日の会場は本庄市役所101会議室	市役所1階 市民相談室 市民課 ☎25-1113 ☎25-1112 ・各種相談は予約制 ・11月の相談予約は、10月20日(月)から受付開始します(先着順。受付開始日は電話予約のみ)。 ・同月に同じ相談を複数申し込みすることはできません。	各種相談日 ※休日等により、変更になる場合があります。 ●行政相談 毎月第3木曜日 ●法律相談 ・弁護士 毎月第1・2水曜日 ※奇数月第4木曜日(児玉会場) ・司法書士 毎月第3・4水曜日 (労働法律相談のある月は第4水曜日のみ) ●労働法律相談(弁護士) 5・8・11・2月の第3水曜日 ●不動産相談 毎月第2金曜日 ●年金・労働相談 偶数月第2木曜日 ●税務相談 毎月第2火曜日
法律	10月1日(休)・8日(休)・15日(休)・22日(休) 午後1時～4時 ◎11月の相談日 弁護士による相談 11月5日(休)・12日(休)・27日(木) 午後1時～4時 定員＝各6名(先着順) ※27日の会場はアスパアこだま1階相談室 司法書士による相談 11月26日(休) 午後1時～4時 定員＝各6名(先着順)		
労働法律	11月19日(休) 午後1時～4時 定員＝6名(先着順) 相談員＝弁護士		
不動産	10月10日(金)・11月14日(金) 午後1時～4時 相談員＝宅地建物取引士		
年金・労働	10月9日(休) 午後1時～4時 相談員＝社会保険労務士	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎25-1175
税務	10月14日(休)・11月11日(火) 午後1時～4時 相談員＝税理士		
消費生活	毎週月・水・木・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～正午、午後1時～3時30分 毎週火・金曜日(休日を除く) 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分	市役所4階 商工観光課	商工観光課 ☎25-1175
人権	10月14日(火)・11月11日(火) 午後1時～4時	アスパアこだま2階会議室B	市民活動推進課 ☎25-1118
	10月28日(火)・11月25日(火) 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	市民活動推進課 ☎25-1144
DV・女性	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	市役所3階 市民活動推進課	市民活動推進課 ☎25-1144
家庭児童	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	市役所2階 こども家庭センター	こども家庭センター ☎25-1129(家庭児童相談室)
教育(不登校等)	毎週月～金曜日(休日を除く) 午前9時30分～午後2時45分	ふれあい教室(早稲田大学本庄キャンパス90-3号館)	教育支援センター ☎080-8474-2091
教育(いじめ等)	毎週水曜日(休日を除く) 電話相談：午後1時30分～5時 ※面談による相談は、電話相談の時間内に事前予約受付	本庄ガスECOはにぼんプラザ	子どもの心の相談員 ☎080-8494-1609
ひきこもり相談	毎週月曜日(休日を除く) 午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課	生活支援課 ☎25-1197
心配ごと	10月27日(月)・11月10日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで) ※相談時間中のご連絡は、☎21-8976へ	本庄ガスECOはにぼんプラザ2階 活動室C	本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755
	10月6日(月) 午後1時～4時(受付は午後3時30分まで)	アスパアこだま1階 会議室	本庄市社会福祉協議会児玉支所 ☎73-1237
成年後見	成年後見相談員、アドバイザー(弁護士・司法書士)による相談 10月14日(火)・28日(火)・11月11日(火)・25日(火) 午後1時～4時 ※前月初日(休日を除く)から先着順で当日午後2時まで受付(受付開始日は電話予約のみ)	本庄ガスECOはにぼんプラザ2階 活動室C	本庄市成年後見サポートセンター 本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755
	成年後見サポートセンター職員による相談(電話・面談) 毎週月～金曜日(休日を除く) 午前8時30分～午後5時15分	本庄ガスECOはにぼんプラザ2階 本庄市社会福祉協議会	
高齢者談	休日を除く月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※各地域包括支援センターが担当する地域は、おおむね中学校区域。	本庄西地域包括支援センター	本庄市社会福祉協議会(銀座1-1-1) ☎22-7088
		本庄東地域包括支援センター	安誠園 ☎22-6262
		本庄南地域包括支援センター	シャローム(今井1251-1) ☎23-9580
		児玉地域包括支援センター(児玉町金屋1302-1)	☎73-1545
若者就労相談(15歳～49歳)	毎週月～金曜日、第4土曜日(休日を除く) 午前9時～午後5時に事前予約	深谷若者サポートステーション(深谷市西島4-2-61 ウェストビル2階)	☎048-577-4727

■お詫び 広報ほんじょう9月号に掲載しました、行政相談・法律相談・労働法律相談(弁護士)・不動産相談・年金/労働相談・税務相談について、10月の相談予約の受付開始日の記載漏れがありました。10月の相談予約の受付開始日は9月22日(月)からでした。謹んでお詫びします。